

生活保護法指定医療機関制度等が変わります

生活保護法の一部改正に伴い、指定医療機関制度が以下のように変わります。

【施行日：平成26年7月1日】

【医療機関の指定について】

- 指定の有効期間（更新制）の導入・・・現在は無期限
6年間ごとに更新しなければ、期間の経過によって失効（法第49条の3第1項）

【改正法に基づく指定申請】（生活保護法の一部を改正する法律附則）

現在指定を受けている指定医療機関は、施行日（26年7月1日）において指定を受けたものとみなされますが、1年以内に改正法に基づく指定申請が必要です。

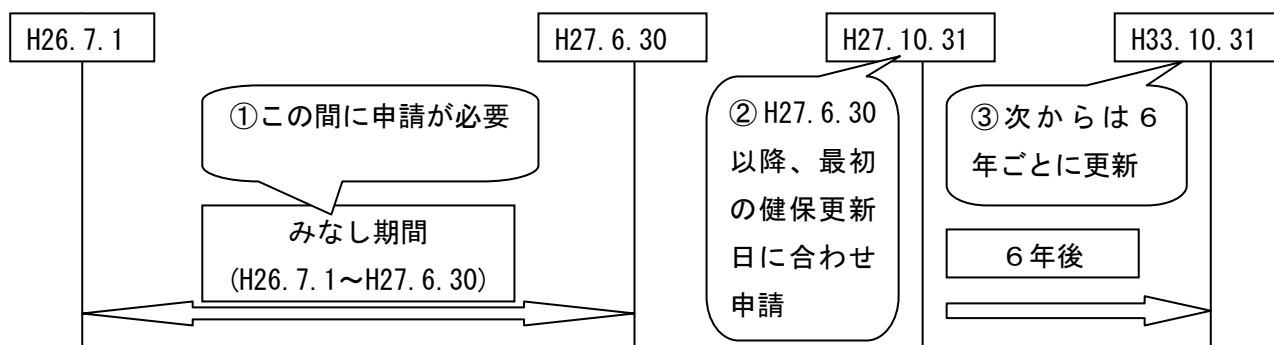
注意1 平成27年6月30日までに申請しなければ指定の効力を失います。

注意2 初回更新は、6年後ではなく、当該指定医療機関の健康保険法による指定の効力が失われる日までに行なうことになります。

*ただし、平成27年6月30日までに健康保険法による指定期限が到来する場合は、当該日から6年を経過する日までに更新手続きを行うことになります。

（例）現在指定されている指定医療機関の健康保険法による指定期限が平成27年10月31日の場合

- ①平成27年6月30日までに指定申請を行ってください。
- ②平成27年6月30日以降、最初の健康保険法の指定の更新日に合わせ申請を行ってください。
- ③それ以降は、6年ごと、指定期間の満了日までに更新の申請を行ってください。



*更新申請のみなし（法第49条の3第1項）

指定医療機関の指定を受けた日から、おおむね当該開設者である医師若しくは薬剤師のみが診療や調剤しているもの又はその家族のみが診療若しくは調剤に従事しているものについては、指定の効力を失う日前6月から同日3月までの間に別段の申し出がないときは、更新の申請があったものとみなす。（健康保険法に基づく保険医療機関の指定更新の取扱いと同様です。）

⇒このような医療機関は、②以降の更新の手続きが必要ありません。（ただし、①の初回の申請は全ての医療機関が対象ですので、必ず申請をお願いします。）

初回申請手続き

県、政令市は静岡市、浜松市から申請書を郵送しますので、必要事項を記載のうえ、各提出先に提出してください。

1 申請書および欠格事由に該当しないことの宣誓書等の様式を送付

* 発送は6月下旬から7月下旬頃を予定しております。

2 申請書の提出

提出先

政令市以外 市…市福祉事務所

町…賀茂・東部・中部健康福祉センター

政令市…静岡市…福祉総務課（市役所）、各区役所

浜松市…福祉総務課（市役所）、各区役所

* 郵送（持参可）

3 指定の通知

* 7月1日付で指定したことを通知します。（郵送）

その他の改正内容

【指定要件及び指定取消要件を明確化】

指定要件：保険医療機関又は保険薬局であること等（法第49条の2第2項各号）

取消要件：保険医療機関又は保険薬局でなくなったとき等（法第51条第2項各号）

* 健康保険法による保険医療機関の指定が取り消された場合は、指定を取り消すことができる。

【不適切な事案等への対応強化】

○ 過去の不正事案への対応（法第54条）

指定医療機関等の管理者であった者についても報告徴収や検査等の対象となります。

○ 不正利得に対する徴収金（法第78条第2項）

偽りその他不正な手段により医療の給付に要する支弁を受けた指定医療機関等に対しては、その返還させるべき額のほか、100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができるようになります。

○ 指導体制の強化（国による指導）（法第84条の4）

県・政令市が指定した医療機関等に対し、国（地方厚生局）による指導等も実施できるようになります。